

令和6年第二回定例会 環境・建設委員会案件
(事前説明資料)

1 報告事項 1件

- (1) 令和5年度予算の繰越しについて

【5月23日説明、質疑】

2 請願・陳情 4件

- (1) 新築物件への太陽光パネル等の設置義務化に関する請願
(2) 家庭ごみの処理の負担額における多摩格差の解消に関する陳情
(3) 地球温暖化対策を加速することを求める意見書の提出に関する陳情
(4) GLP昭島プロジェクトについて適切な審議・対応を求めることに関する陳情

【5月23日説明、質疑】

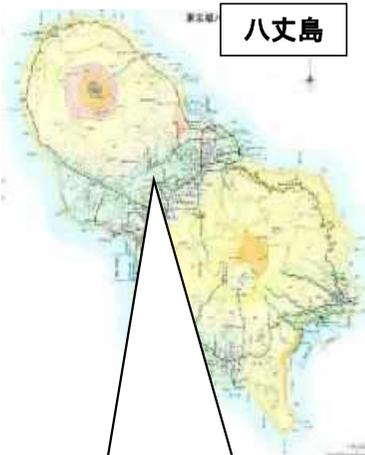
令和5年度予算の繰越しについて

- 1 繰越事業 (1) 自然公園整備
- (2) 家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業
- 2 繰越理由 次の事項について、年度内に支出が終わらなかったため、翌年度に繰越して支出する。
- 3 繰越内容 (1) 自然公園整備
- ア 委託料 2件
八丈ビジターセンター防水改修工事施工監理委託 外1件
- イ 工事請負費 3件
八丈ビジターセンター防水改修工事 外2件
- (2) 家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業
本事業に要する費用一式 1件
- 4 繰越使用額 2,319,815千円
- (国庫支出金 1,654,376千円)
繰越金 665,439千円

令和5年度予算の繰越しについて

	件名	繰越額（千円）	事業目的	中断及び遅延の理由
自然公園整備	八丈ビジターセンター防水改修工事	62,243	施設の屋根防水改修	屋根の軒天の部材にアスベストが含まれていることが判明し、追加の工期が必要となった。
	八丈ビジターセンター防水改修工事施工監理委託	5,127		
	自然公園便所改築工事	27,730	御岳山登山者の利便性向上のため、便所の改築を実施	本年2～3月の度重なる降雪及び降雨により、積雪及び路面凍結が発生し、追加の工期が必要となった。
	自然公園便所改築工事施工監理委託	368		
	山のふるさと村施設改修工事	26,041	老朽化した施設の舗装改修	本年2～3月の度重なる降雪により、現場一帯に積雪が発生し、追加の工期が必要となった。
家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業	2,198,306	LPガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた緊急対策として、国の臨時交付金を活用し、使用料金の値引き支援を実施	令和6年4月以降に行う3月分までの検針をもって、事業者に対する値下げ相当額の補助金等を支出するという事業の性質上、令和5年度予算として計上する補助金相当分等を令和6年度に繰り越して支出する必要があることから、令和5年第四回定例会補正において、歳出予算と併せ、繰越明許費を計上	
	合計	2,319,815		

○八丈ビジターセンター防水改修工事 (案内図・現況写真)



八丈ビジターセンター 外観



現場養生状況



工事状況

○自然公園便所改築工事（案内図・現況写真）

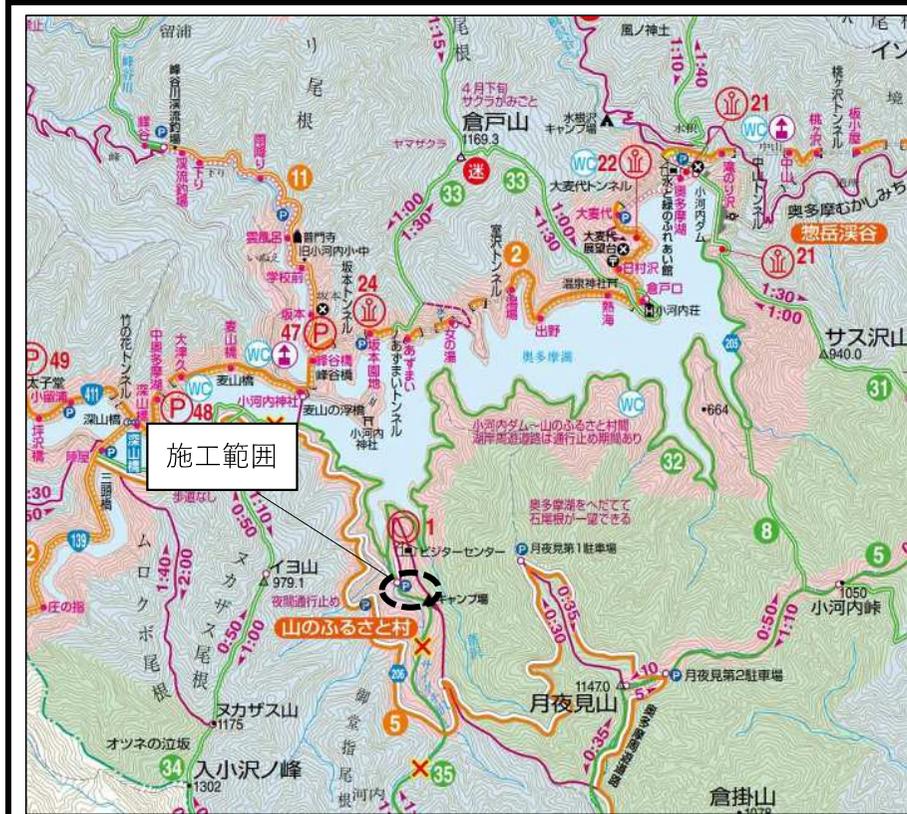


改築前の滝本便所



完成予定イメージ

○山のふるさと村施設改修工事 (案内図・現況写真)



山のふるさと村園内舗装現況



積雪状況

整理番号	1
------	---

請願番号	6第3号		
件名	新築物件への太陽光パネル等の設置義務化に関する請願		
受理年月日	令和6年 3月27日	付託年月日	令和6年 3月28日
請願者	世田谷区 杉山大志		
紹介議員	上田 令子 議員		
要旨	<p>都において、新築物件への太陽光パネル等の設置義務化について、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光パネル等の設置後、そのパネルの製造過程に新疆（しんきょう）ウイグル自治区における強制労働などのジェノサイドとの関与が判明した場合、どのように責任を負うのか明らかにすること。 2 太陽光パネル等の設置後、大震災や水害などで太陽光パネル等が破損・落下・水没した場合や、避難・救助・復興の作業において二次災害が発生して死傷者が出た場合、あるいは二次災害の発生のおそれから作業が遅れた場合、どのように責任を負うのか明らかにすること。 3 都による太陽光パネル等の設置義務化で、何トンのCO2排出量の削減を見込んでいるのか、また、そのCO2の排出削減によって気温が何度低下するのか明らかにすること。 4 都の令和6年度予算案中、再生可能エネルギー等を拡充するための1,970億円もの予算は、願意3の効果に見合うものなのか明らかにすること。 5 願意1から願意4を踏まえ、新築物件への太陽光パネル等の設置義務化を中止・撤回するよう、環境確保条例を改正すること。 		
現在の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 サプライチェーン上の人権配慮に向けて、都は、国際標準に則った企業の適正な取組と定期的な情報公開を業界に対し促してきた。 令和4年12月、都と太陽光発電協会は、連携協定を締結し、令和5年1月、都と同協会は連絡調整会議を立ち上げ、人権尊重の取組を促進するための具体的な方策の検討を進めている。同協会は、同年4月に、国のガイドラインを踏まえた業界独自の「太陽光発電産業のサプライチェーン等における人権尊重に係る取組ガイダンス」を策定・公表した。また、同年9月には、策定した取組ガイダンスを推進していくための組織として、国内外の会員企業から成るCSR委員会を立ち上げ、本年2月から各社の人権 		

<p>現在の状況</p>	<p>方針など人権配慮に関する取組状況を順次公表している。</p> <p>2 都はこれまでも、地震、風水害、火災等あらゆる災害の発生時を想定した留意点や、停電時に太陽光発電を自立運転させ活用する方法等をQ&Aにまとめ、都HPにおいて周知している。なお、令和6年能登半島地震発生後、都は主要パネルメーカー15社へのヒアリングを3月から4月にかけて実施しており、先の地震において、住宅用太陽光パネルについては、その時点において損壊等の報告はないと聞いている。</p> <p>3 新制度における導入分に加え、その波及効果等も合わせると、2030年までに新築・既存含めた都内住宅で新たに100万kWの太陽光パネルが導入されることを想定しており、このCO2削減効果は、年間約43万tである。なお、パリ協定では、気温上昇を世界で1.5度以内に抑える目標が示されている。</p> <p>4 都が掲げる2030年カーボンハーフ、その先のゼロエミッション東京の実現に向けて、再エネを基幹エネルギー化していくための再エネ実装加速化に加え、省エネルギーの最大化及びゼロエミッション・ビークルの普及促進に要する経費として令和6年度予算1,970億円を計上している。</p> <p>5 令和7年4月の新制度施行に向け、都は、制度に関する相談窓口を開設しているほか、都民に対し、制度の意義や効果、太陽光発電のメリット等について、きめ細かな広報を行っている。</p> <p>また、環境性能の高い住宅の供給拡大に向けた事業者の取組を後押しするため、制度対象事業者や地域工務店等における新たな住宅モデルの開発や技術向上に向けた取組に対して支援を行っている。</p>
--------------	---

件名	新築物件への太陽光パネル等の設置義務化に関する請願		
番号 付託委員会	6第 3号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 6年 3月27日	郵便番号	157-0067
住所・氏名	世田谷区喜多見九丁目20-19 杉山大志		
紹介議員	上田 令子君		
<p>(願 意)</p> <p>都において、新築物件への太陽光パネル等の設置義務化について、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光パネル等の設置後、そのパネルの製造過程に新疆（しんきょう）ウイグル自治区における強制労働などのジェノサイドとの関与が判明した場合、どのように責任を負うのか明らかにすること。 2 太陽光パネル等の設置後、大震災や水害などで太陽光パネル等が破損・落下・水没した場合や、避難・救助・復興の作業において二次災害が発生して死傷者が出た場合、あるいは二次災害の発生のおそれから作業が遅れた場合、どのように責任を負うのか明らかにすること。 3 都による太陽光パネル等の設置義務化で、何トンのCO2排出量の削減を見込んでいるのか、また、そのCO2の排出削減によって気温が何度低下するのか明らかにすること。 4 都の令和6年度予算案中、再生可能エネルギー等を拡充するための1,970億円もの予算は、願意3の効果に見合うものなのか明らかにすること。 5 願意1から願意4を踏まえ、新築物件への太陽光パネル等の設置義務化を中止・撤回するよう、環境確保条例を改正すること。 <p>(理 由)</p> <p>都議会において、新築物件に太陽光パネル等の設置を義務付ける環境確保条例の改正案が令和4年に可決されたが、多くの反対の声が届き、国政与党である自民党が反対に回る異例の事態となった。令和6年1月1日に発生した能登半島地震のような大地震が</p>			

東京を襲ったときにどのようなことになるのか都民が不安を抱える中、施行が令和7年4月に迫ってきている。

報道によると、能登半島地震では被災地に在った大規模太陽光発電所（メガソーラー）のうち少なくとも3か所が、斜面崩落などの被害を受けた可能性があることが、金沢工業大学の調査で判明している。翌日早朝には、経済産業省から「太陽光パネルは、破損した場合でも、日の光が当たると発電をする可能性があるため、むやみに近づかないようご注意ください。また、復旧作業にあられる際も十分ご留意下さい。」と注意喚起があった。首都圏を巨大地震が襲った場合、斜面から崩れてきた太陽光パネル等で都民が感電したり、壊れた住宅から太陽光パネル等が落下し、セレンやカドミウムといった有害物質が土壌汚染を引き起こしたりすることが懸念される。こうした事故や土壌汚染が生じた場合、新築物件への太陽光パネル等の設置義務化が原因であるとして、都が提訴される可能性は排除できない。

また、感電・漏電による二次災害の発生や、感電の危険による避難・救助の遅れなどで、人命が失われる事態が想定されるため、水害等のおそれがある地域においては、太陽光パネル等の設置を義務化すべきではなく、むしろ禁止すべきである。

以上の理由により、新築物件への太陽光パネル等の設置義務化を可及的速やかに中止・撤回し、都民に向けて説明すべきである。

なお、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によれば、累積で1兆トンのCO₂排出量を削減することによって、約0.5℃の気温低下が見込めるとされているため、願意3については比例計算で簡単に算出できることを申し添える。

		整理番号	2
陳情番号	6第8号		
件名	家庭ごみの処理の負担額における多摩格差の解消に関する陳情		
受理年月日	令和6年 3月14日	付託年月日	令和6年 3月28日
陳情者	西東京市 自由三多摩の会 西東京支部 代表 丹治 日子太		
要旨	<p>都において、家庭ごみの処理の負担額について、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 23区と同様に無料となるよう多摩地区を支援し、多摩格差を解消すること。 2 処理の有料化に意義があるならば、23区も有料化するよう指導し、多摩地区と同じ扱いにすること。 		
現在の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理法では、地方自治体の責務について、区市町村は、一般廃棄物の減量に関し住民の自主的活動を促進し、一般廃棄物の適正処理に努め、都道府県は、区市町村の責務が十分果たされるよう必要な技術的援助に努めることとしている。 2 また、廃棄物処理法に基づき国が策定する廃棄物の減量と適正処理に係る基本方針では、区市町村の役割について、一般廃棄物の排出抑制に関し住民の自主的取組を促進するとともに、分別収集の推進や再生利用により一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとするほか、さらに排出抑制や再使用、再生利用の推進等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図り、分別収集区分や処理システムの変更や新規導入の際は、住民に必要性の明確な説明に努めること等を掲げている。 3 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月策定）では、持続可能な資源利用の実現に向け3Rの徹底を図るため、プラスチックの資源循環や食品ロス削減に向けた施策を重点的に推進することや、家庭ごみのさらなる発生抑制に向けては、家庭ごみの有料化も効果的な手法の一つであることを示している。 		

- | |
|--|
| <p>4 そのため、都は、家庭系のプラスチックごみについて、区市町村がプラスチック製容器包装や製品プラスチックの分別収集に新たに取り組む場合や実績向上に取り組む場合、技術的・財政的支援を行うほか、食品ロスの削減に向けては、消費者の行動変容を促す情報発信や、好事例を共有するシンポジウムを開催するなどの取組を進めている。また、今後の資源循環施策について都と区市町村が検討する共同検討会では、家庭ごみの有料化を検討課題の一つとして、先進事例の共有を図っている。</p> <p>5 特別区は、令和2年度に、特別区におけるごみ減量に向けた取り組みの推進と今後の清掃事業のあり方について調査研究を行い、今後、特別区全体で協力し、有料化を含むごみ減量施策を検討しながら、資源循環の取組を進めていくべきとしている。</p> <p>6 なお、家庭ごみの処理手数料については、令和6年3月現在、多摩地域の29市町で有料化しているのに対して、23区はいずれも、概ね1日平均10キログラムを超える量の家庭ごみ等を排出する者に、処理手数料を徴収するとしている。</p> |
|--|

件名	家庭ごみの処理の負担額における多摩格差の解消に関する陳情		
番号 付託委員会	6第 8号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 6年 3月14日	郵便番号	202-0023
住所・氏名	西東京市新町三丁目6-2-102 自由三多摩の会 西東京支部 代表 丹 治 日子太		
<p>(願 意)</p> <p>都において、家庭ごみの処理の負担額について、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 23区と同様に無料となるよう多摩地区を支援し、多摩格差を解消すること。 2 処理の有料化に意義があるならば、23区も有料化するよう指導し、多摩地区と同じ扱いにすること。 <p>(理 由)</p> <p>家庭ごみの処理について、23区では無料だが、多摩地区では有料である。同じ東京都に住んでいるのに、負担額に格差があるのは疑問である。都は、何らかの手立てによって、多摩地区も無料にすべきである。もし仮に、家庭ごみの処理の有料化に意義があるならば、23区も有料化して多摩地区と同じ扱いにするよう指導し、多摩格差を解消すべきである。</p>			

整理番号	3
------	---

陳情番号	6第9号の1		
件名	地球温暖化対策を加速することを求める意見書の提出に関する陳情		
受理年月日	令和6年 3月15日	付託年月日	令和6年 3月28日
陳情者	文京区 NPO法人太陽光発電所ネットワーク 代表理事 都 筑 建 外45人		
要旨	<p>都議会において、2023年の気候変動枠組条約第28回締約国会議（以下「COP28」という。）の合意を踏まえ、第7次エネルギー基本計画に次の事項を含めることを求める意見書を国に提出していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2035年のエネルギー起源CO2排出量の削減目標を、COP28で合意された温室効果ガスの削減目標（2019年比で60%削減）の達成に貢献できるレベルとすること。 世界全体の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の発電容量を2030年までに3倍に拡大するというCOP28の合意を踏まえ、風力発電や営農型太陽光発電、地熱発電等のポテンシャルを適切に評価して発電容量の目標を設定するとともに、蓄電池などの供給安定化設備の普及や再エネ電力を最優先で利用する給電ルールへの変更等により、再エネ電力の利用量についても現状の3倍以上に拡大することを目指すこと。 		
現在の状況	<ol style="list-style-type: none"> エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づき、政府が、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために定める、エネルギーの需給に関する基本的な計画である。 現計画である第6次エネルギー基本計画は、2021年10月に策定され、2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）や、2030年度の温室効果ガス46%削減、更には50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年4月表明）に向けた道筋が示されており、この実現に向けて取組が進められている。また、次期計画である第7次エネルギー基本計画については、見直しに向けた議論を本年より開始するとしている。 こうした中、2023年11月～12月に開催されたCOP28では、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書に係る科学的知見を受け、1.5℃の抑制に向け、「2035年までに温室効果ガスを2019年比で 		

60%削減すること」、「全世界で2030年までに、再エネ設備容量を3倍」などが合意され、我が国もこれに賛同したところである。

4 なお、都は、IPCCによる科学的な知見やCOPにおける国際的な合意等を踏まえ、2035年やその後のカーボンニュートラルまでの道筋を早期に示すことや、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるため、蓄電池等の活用を含む電力システムの運用改善・強化整備を図ることなど、従前から国に対して継続的に要望を行っている。

件名	地球温暖化対策を加速することを求める意見書の提出に関する陳情		
番号 付託委員会	6第 9号の1 環境・建設委員会付託 の2 経済・港湾委員会付託		
受理年月日	令和 6年 3月15日	郵便番号	113-0034
住所・氏名	文京区湯島一丁目9-10 湯島ビル602 NPO法人太陽光発電所ネットワーク 代表理事 都 筑 建 外45人		
(願 意)	<p>都議会において、2023年の気候変動枠組条約第28回締約国会議（以下「COP28」という。）の合意を踏まえ、第7次エネルギー基本計画に次の事項を含めることを求める意見書を国に提出していただきたい。</p> <p>1 2035年のエネルギー起源CO2排出量の削減目標を、COP28で合意された温室効果ガスの削減目標（2019年比で60%削減）の達成に貢献できるレベルとすること。</p> <p>2 世界全体の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の発電容量を2030年までに3倍に拡大するというCOP28の合意を踏まえ、風力発電や営農型太陽光発電、地熱発電等のポテンシャルを適切に評価して発電容量の目標を設定するとともに、蓄電池などの供給安定化設備の普及や再エネ電力を最優先で利用する給電ルールへの変更等により、再エネ電力の利用量についても現状の3倍以上に拡大することを目指すこと。</p> <p style="text-align: right;">—以上 環境・建設委員会—</p> <p>3 再エネ電力の供給量が増加した分については、発電量1キロワットアワー当たりのCO2排出量が多い火力発電所から順に廃止し、熱利用や電気自動車の充電等の用途拡大も進めるなど、COP28で合意された、化石燃料からの脱却に向けた取組を2030年までに加速するための施策を早急に具体化すること。</p> <p>4 地震や噴火などの激甚災害が多い日本において、原子力発電を拡大するのか、縮小・廃止するのかという重大方針については、経済産業省の案に賛成の立場をとる委員が多い審議会や立地自治体の意見だけでなく、国民全体の意思を広く集約して決定する手続を検討すること。</p> <p>5 脱炭素化の進行により事業の縮小や廃止が求められる産業については、事業転換や雇用確保を支援する制度を整備し、早期かつ円滑な移行を促すこと。</p> <p style="text-align: right;">—以上 経済・港湾委員会—</p>		

(理由)

地球温暖化の影響による被害が世界中で拡大し、破局的な将来シナリオを回避するためのタイムリミットが迫っていることから、地球温暖化を産業革命前から1.5度以内に抑える必要性が世界の共通認識となっている。一方、現在の各国の温室効果ガス削減目標では、世界の平均気温が3度近く上昇する可能性が予測されている中、2023年のCOP28では、地球温暖化対策を強化することが合意された。

地球温暖化を1.5度以内にとどめるためには、世界全体の温室効果ガス排出量を2019年比で2030年までに43%、2035年までに60%削減することが必要であるという気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の知見が、世界の共通認識となっている。60%の削減は高い目標値であるが、既存の省エネ技術や再エネの普及・拡大による対策を計画することで実現可能である。日本も含め、一人当たりの温室効果ガス排出量や過去の累積排出量が多い先進国には、より重い責任を果たす自覚を持って削減目標を設定することが求められている。

再エネの発電容量を2030年までに3倍化することは、営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)を全耕地面積の10%前後で追加実施すれば可能である。発電コストは、おおむね電力卸市場価格程度まで下がっているため、国民負担は化石燃料の高騰対策の補助金より少なく済む可能性がある。

また、洋上風力発電では大型プロジェクトの入札や海域拡大も進みつつあり、資源量が世界第3位の地熱発電でもパッケージ型地熱発電などの短工期モデルの拡大にすぐに取り組めば、2030年までの発電容量の3倍化に間に合うと思われる。

COP28で合意された化石燃料からの脱却を加速するためには、再エネの実用技術や事業モデルは既に有ることから、合意の方向性に逆行し、発電コストも高く、当面は天然ガスの火力発電よりCO₂排出係数が大きいアンモニア混焼石炭火力発電のような事業にお金を回すのではなく、CO₂削減に向けて効率的・長期的に資する事業に資源を集中的に投入すべきである。

再エネ発電設備の拡大に向けた投資を呼び込むためには、再エネ発電所の立地場所に合わせた送電網の再構築やエリア間の電力融通量の拡大、水素燃料を含む蓄電システムの整備、再エネ電力を最優先で利用する給電ルールへの変更等により出力制御を最小化するなど、再エネ電力の安定的な調達・利用拡大を促進する制度や施策の実施が必要である。

原子力発電の存否について、経済産業省の審議会では、初めから同省の案に賛成する立場をとることが明確な委員が過半を占めていることが多いように見受けられる。そのため、日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)を改正し、憲法改正関連以外の重要案件も国民投票ができるようにしたり、国政選挙の際に参考として国民の意見を集約する仕組みを導入したりするなど、広く国民全体の意思を集約して決めるべきであると思われる。

脱炭素化に向けて、ガソリン自動車産業や化石燃料による火力発電事業は、遅かれ早かれ縮小していかざるを得ない産業である。いずれ廃止を迎えるのであれば、なるべく早期に方針と期限を明示し、事業転換の準備を始める方が、事業者や雇用者、国民の負担を軽減できると思われる。

整理番号	4
------	---

陳情番号	6第 12号の1		
件名	G L P昭島プロジェクトについて適切な審議・対応を求めることに関する陳情		
受理年月日	令和6年 3月26日	付託年月日	令和6年 3月28日
陳情者	昭島市 前田健喜 外1人		
要旨	<p>都において、次のことを実現していただきたい。</p> <p>1 東京都環境影響評価審議会に対して、次のことを求めること。</p> <p>(1) 現在、審議過程にある、G L P昭島プロジェクトの環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について、審議に影響を与えるような不備や誤りがないかを精査し、必要があれば、評価書案を早急に修正するよう事業者を求めること。</p> <p>(2) 評価書案が、正確で不備がなく、審議に足るものであることを確認した上で、時間を掛けて入念に現地の状況を把握し、慎重かつ徹底的に審議すること。</p>		
現在の状況	<p>1 本件環境影響評価は、環境影響評価書案に示されているとおり、現況、大部分がゴルフ場、一部がゴルフ練習場及び宿泊施設等の敷地として、全域が人工的な管理下にある昭島市内の計画地に、物流施設及びデータセンター等を新設する事業に対して行うものである。</p> <p>2 環境影響評価条例等に基づき、令和4年10月5日に、環境影響評価調査計画書が事業者から提出され、同年10月14日の公示縦覧後、11月2日を期限として都民及び関係市長からの意見の提出を受け付け、それらを踏まえ、12月26日の環境影響評価審議会において、環境保全の見地から答申がまとめられた。</p> <p>3 事業者は、審議会答申のほか、昭島市都市計画マスタープラン等の上位計画及び市において検討中の計画地エリアの地区計画骨子案や、都民及び関係市長の意見を踏まえながら、調査計画書に示された事業計画案の見直しを行い、当該見直された計画案に基づく環境影響評価書案が、本年1月15日に提出された。</p>		

	<p>4 本評価書案は、本年1月30日の公示縦覧後、3月14日を期限として都民及び関係市長からの意見の提出を受け付けた。また、2月18日及び19日に、環境影響評価条例に基づき事業者による説明会が行われた。</p> <p>5 今後、事業者から都民及び関係市長からの意見に対する見解を示した評価書案に係る見解書が提出されることとなっており、当該見解書の提出後、環境影響評価審議会において審議会委員による専門的立場からの審議が進められていくこととなる。</p>
--	---

件名	G L P昭島プロジェクトについて適切な審議・対応を求めることに 関する陳情		
番号 付託委員会	6第 12号の1 環境・建設委員会付託 の2 警察・消防委員会付託		
受理年月日	令和 6年 3月26日	郵便番号	196-0012
住所・氏名	昭島市つつじが丘二丁目7-23-102 前田 健喜 外1人		
(願 意)			
都において、次のことを実現していただきたい。			
1 東京都環境影響評価審議会に対して、次のことを求めること。			
(1) 現在、審議過程にある、G L P昭島プロジェクトの環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について、審議に影響を与えるような不備や誤りがないかを精査し、必要があれば、評価書案を早急に修正するよう事業者を求めること。			
(2) 評価書案が、正確で不備がなく、審議に足るものであることを確認した上で、時間を掛けて入念に現地の状況を把握し、慎重かつ徹底的に審議すること。			
－以上 環境・建設委員会－			
2 G L P昭島プロジェクトで計画されている、1日約5,800台（うち大型車3,530台）もの交通量の増加が、交通渋滞を悪化させたり、交通事故を増加させたり、道路・橋りょう等の構造に悪影響を与えたりしないか注視し、深刻な問題が生じた場合には事業者に対応を求めるなど、必要な措置を講ずること。			
－以上 警察・消防委員会－			
(理 由)			
G L P昭島プロジェクトは、生物多様性の豊かな代官山緑地を取り囲む58.8ヘクタールのゴルフ場を、巨大な物流センターとデータセンターに開発する計画である。住民説明会に850人以上も集まるほど関心が高く、懸念や反対の声は高まる一方である。			
計画地一帯は、玉川上水と共に、昭島市都市計画マスタープランにおいて「緑の拠点」、「水と緑を守り育てるゾーン」とされている。とりわけ代官山は、希少猛きん類であるオオタカや生態系上位種であるアナグマ等が繁殖し、絶滅危惧Ⅱ類の草花も数多く見られる豊かな生態系が維持され、渡り鳥の中継地点にもなっている。また、評価書案によると、開発計画により営業を終了したゴルフ場には、主要な樹木だけでも4,870本余り有り、この緑地がオオタカやアナグマの餌や住みかを提供しており、代官山の豊かな生態			

系を守る緩衝地帯・緑の回廊となっている。ところが、GLP昭島プロジェクトにより、この緑地のほぼ全域が物流センターとデータセンターへと変貌する。玉川上水沿いの一部を公園にするようであるが、代官山との間に幅16メートルの新設道路が計画されており、結局、緑地も生態系も分断されることになる。

この緑地は、玉川上水に隣接する緑地としては都内最大級であり、生態系の保存はもちろん、玉川上水の景観や水環境、日照・風環境等の保全上も重要であることから、東京都環境影響評価審議会の委員による入念な現地視察を行い、時間を掛けて審議を尽くすことが必要である。

また、令和6年1月30日に評価書案が公表されたが、そこには数多くの不備が認められた。まず評価書案の正確性を精査し、不備があればそれが見逃された原因を調査し、不備のない評価書案が提出されてから審議を行う必要がある。

一方、昭島市が、令和4年11月に発出した事業者に対する要請書において、物流トラック等の計画交通量の削減を要請したにもかかわらず、全く削減されず、分散させるだけの対応策になっている。交通安全・交通渋滞・道路舗装や橋りょう構造に与える影響等については環境影響評価の項目には無いため、別途、都としての対応を検討する必要がある。